

同意書

神戸市水道事業管理者 様

私は、以下「開発団地等における配水管の民間施行を承認する条件」の内容を確認しました。

すべての条項に同意しますので、開発団地等における配水管の民間施行の手続を進めていただきたくお願い申し上げます。

年 月 日

開発事業者

(住所)

(法人名)

(代表者名)

(担当者・電話番号)

開発団地等における配水管の民間施行を承認する条件

1 開発者等が水道局へ支払う経費

- (1) 水道局に対する工事負担金、給水装置工事承認にかかる手数料
 - ① 開発者等工事にかかる設計審査、技術上の監理業務等に関する水道局の事務費
 - ② 水道局が、開発者等工事の完成検査後に施工する既設配水管との接続工事に係る経費
 - ③ 開発者等が施工する配水管から給水管の取り出し、給水装置工事を行う際の、水道局に対する給水装置工事承認に係る設計審査、完成検査の手数料
- (2) 上記(1)①及び②の工事負担金は、水道局と開発者等が開発者等工事の施行に関する協定書を締結後、水道局の指定する日に全額納付することになります。

2 民間施行が可能な配水管

開発団地等における開発区域内の配水管の新設工事で水道局が認めたもの。ただし、全ての配水管口径が200mm以下に限ります。

※既設配水管との接続工事は、開発者等工事により整備した配水管が水道局の完成検査に合格した後、開発者等から徴収した工事負担金により水道局が施工します。

3 水道局による設計内容の審査及び承認、技術上の監理

開発者等工事の完成後、完成品を水道局へ無償譲渡し、水道局が配水管として管理しますので、設計は水道局の技術上の基準に基づき水道局が審査します。水道局が設計を承認した後、水道局との間で開発者等工事の施行に関する協定書、水道施設設置申込書（接続工事等）、工事負担金協定書を締結し施工を行うことができます。

施工にあたっては、水道局の当該水道管理事務所担当者（以下「局現場担当者」という。）が材料検査、品質確保のための施工状況の確認、工事完成後の完成検査等の技術上の監理業務を行います。開発者等は、局現場担当者が行う配水管の品質にかかる技術上の事項において指示を受けた場合、その指示に従ってください。局現場担当者の指示を受けて改造を行う場合、改造に要する費用は開発者等の負担となります。

これらの検査等を受けない場合又は理由なく局現場担当者の指示に従わない場合は、開発者等工事の施行に関する協定書を解除することがあり、水道局が完成した管路の無償譲渡を受け、配水管として運用して給水することができなくなります。この場合、開発者等は水道局に対して損害賠償を請求することはできません。

なお、水道局による検査等のために立会いを求める際の日程は開庁日のみとし、局現場担当者の指示に従ってください。

局現場担当者は、工事の工程管理、安全管理等、完成品の品質に直接的に影響しないことは確認しますので、開発者等の責任において実施してください。

4 設計ができる事業者

- (1) 水道局と開発者等との施行協定締結時に有効な経営事項審査の結果があること、及び神戸市競争入札参加資格者名簿の建設コンサルタント業務等における希望業種として上水道及び工業用水道管渠詳細設計の区分で登録された者とし、かつ、過去5年以内に水道局発注の配水管設計を請負った実績がある事業者又は「開発者等による配水管工事の施行に関する要綱」第5条に定める開発者等工事の設計を過去5年以内に実施した実績のある事業者にて設計していただきます。
- (2) 水道局への無償譲渡後、公営水道の配水管として運用されますので、品質確保のため、次の各種基準に準拠する必要があります。

【開発者等工事の設計にあたって、開発者等が従うべき各種基準】

- ① 神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書
- ② 日本水道協会規格 J W W A
- ③ 水道施設設計指針
- ④ 水道施設維持管理指針
- ⑤ 水道施設耐震工法指針・解説
- ⑥ 全国簡易水道協議会 水道事業実務必携
- ⑦ 神戸市土木請負工事必携
- ⑧ 配水管布設工事設計業務の手引き（神戸市水道局配水課）
- ⑨ その他水道局の指示するもの

※各図書は業務段階での最新版を用いてください。

- (3) 開発者等は、設計に関する開発者等の全権限を行使することができる代理人を定めて、水道局へ通知しなければなりません。
開発者等は、当該代理人が水道局担当者の指示に従って設計を行うことを遵守させてください。
- (4) 設計の完成図書として、次の図面及びCADデータ（D w g 形式、又はD x f 形式）を提出いただきます。

- ① 平面図：地下埋設物、引き込み位置、宅地地盤高、道路地盤高等の記載された図面
- ② 管路縦断図：地下埋設物、側溝・重圧管等の交差関係を示した図面
- ③ 管路横断図：路線ごとに地下埋設物の占用位置、土被り等の記載された図面
- ④ 配管詳細図

※上記図面の作成にあたってはここに記載するほか、上記（２）⑧配水管布設工事設計業務の手引き（神戸市水道局配水課）の記載に従って作成してください。

- （５）開発者等が設計を行う事業者と契約を行う際は、このことを契約内容に盛り込んでいただく必要があります。水道局が設計審査に入る前に、上記の内容が含まれる設計に関する契約書の写しを提出していただきます。

５ 施工ができる事業者

- （１）水道局と開発者等との施行協定締結時に有効な経営事項審査の結果があること、及び神戸市競争入札参加資格者名簿の土木一般（上水道）の業種で、配水管布設の工種・工法で登録された者とします。かつ、過去５年以内に水道局発注の配水管工事を請負った実績がある事業者又は「開発者等による配水管工事の施行に関する要綱」第７条に定める開発者等工事の施工を過去５年以内に実施した実績のある事業者にて施工していただきます。
- （２）水道局への無償譲渡後、公営水道の配水管として運用されますので、品質確保のため、水道局が承認した設計書、図面、仕様書の他、水道配管用仕様書（神戸市水道局配水課）、神戸市土木請負工事必携等に準拠して施工する必要があります。
- （３）開発者等は、配水管工事現場代理人（以下「現場代理人」という。）を定めて工事現場に設置して工事を管理させるとともに、その氏名その他必要な事項（被指名者の経歴書、土木工事施工管理技士の資格を保有していることが確認できる書類、その他管理者が指定するもの）を水道局へ通知しなければなりません。

開発者等は、開発者等が定める現場代理人が局現場担当者の指示に従って施工を行うことを遵守させてください。

- ① 現場代理人：開発者等及び当該開発事業の現場代理人に代わって、配水管工事の施工に関する開発者等の全権限を行使することができる者
- ② ア 主任技術者（建設業法第 26 条第 3 項の工事の場合には専任の技術者）
イ 監理技術者（建設業法第 26 条第 3 項の工事の場合には専任の技術者）

※開発者等が施工する配水管工事は、建設業法に規定される公共工作物にあつ

りますので、同法 26 条第 3 項の規定が適用されます。

※現場代理人、及び主任技術者又は監理技術者はこれを兼ねることができます。

- (4) 現場代理人は、工事現場に常駐し局現場担当者からの指示に沿って工事を進めてください。開発者等が、工事を請負う事業者と契約を行う際は、上記のことを契約内容に盛り込んでいただく必要があります。(別添「特記事項」を施工事業者が遵守すべき事項として、請負契約に添付いただきます。)
- (5) 水道局と開発者等が、開発者等工事の施行に関する協定書を締結する前に、上記のことが含まれる工事に関する請負契約書の写しを提出していただきます。

6 完成検査と水道局による既設配水管との接続工事

開発者等工事の完成後、水道局が完成検査を行います。完成検査では、実地検査、水圧検査、通水検査、書類検査等を行います。水圧検査は、開発者等が自らの費用により、水道局から調達した水を完成した管路へ充填し、水道局が指示する圧力をかけることにより実施します。

完成検査時に必要な提出書類は、局現場担当者が事前に確認します。確認が終了してから「開発者等工事竣工届兼完成検査依頼書」を提出してください。完成検査は、左記依頼書提出後、14 日以内に行います。

完成検査（通水検査を除く。）に合格した後、水道局が既設配水管との接続工事を行います。この工事費は、開発者等から頂いた工事負担金を充当します。

接続工事の後、既設配水管から通水し、通水検査を行います。

7 水道局への無償譲渡

開発者等は、上記 6 にある水道局による完成検査に合格した後、神戸市水道局会計規程第 105 条に基づき、無償譲受の手続きを行っていただきます。

(参考) 神戸市水道局会計規程第 105 条

主管課長は、固定資産を無償で譲り受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書に相手方の無償で譲渡する旨の書面を添付して、経営企画課長及び関係課長に合議のうえ、管理者の承認を得なければなりません。

- (1) 相手方の住所及び氏名又は代表者名
- (2) 譲り受けようとする財産の名称、所在地、種別明細及び見積価額
- (3) その他参考となるべき事項

8 新設配水管からの給水管取出し工事

開発者等工事により整備された配水管から給水管を取り出す工事（給水装置工事）は、この民間施行を承認する事業にあらず、別途の給水申込者が施工する工事となります。この工事は、給水申込者が水道局に対し給水装置工事承認申請（神戸市水道条例第21条第1項）を行い、その承認を得ることにより、施工が可能となります。

9 引き渡された配水管に契約不適合があった場合の措置

開発者等は、水道局が受納した日から1年経過するまでの間（ただし、重大な過失がある場合は民法の定めるところによる）は、寄附物件の修補、代替物の引渡しや損害の補償をしなければなりません。また、受納後1年以内に、水道局による担保検査を行います。このため、開発者等が工事を請負う事業者と締結する工事請負契約においてもこれと同等以上の契約不適合責任条項を入れてください。

（確認のため、工事請負契約の写しを水道局へ提出していただきます。）

10 開発者等工事の施行に関する協定書の解除

水道局は、開発者等又は開発者等の関係者が、要綱、開発者等工事の施行に関する協定書に基づく義務を履行しない場合、その他要綱第14条の各号に該当する場合、開発者等に対して相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この協定を解除することができることとします。この場合において、開発者等は水道局に対して損害賠償を請求することはできません。

11 その他

その他手続、水道局への提出書類等については、開発者等による配水管工事の施行に関する要綱、及び開発者等工事の施行に関する協定書、水道局職員の指示に従ってください。